

「雇用就農資金」の採択者の方へ

「雇用就農資金」雇用就農者育成・独立支援タイプの採択に当たり、支援対象期間中は、次の対応を頂く事になりますので、ご留意下さい。

【1】研修指導者等向け及び新規雇用就農者等向け事業説明会等の参加

事業スタートした月の中旬に研修指導者等向け「事業説明会・指導者養成研修会」、下旬に法人等雇用就農者等向け「事業説明会・研修会」を実施します。令和5年度は、次の内容で実施しました。年度毎で内容は、変わる場合があります。また、4年間の支援期間を通じて、定着に向けた研修会を実施する場合があります。

研修指導者等向け (1日研修：5時間～5.5時間)	新規雇用就農者等向け (半日研修：3.5時間)
<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 採択通知式3. あいさつ4. 参加者自己紹介～従業員育成の目的～5. 事業説明会<ol style="list-style-type: none">①雇用就農資金のねらいと留意点②助成金申請の留意点6. 雇用就農者育成強化セミナー テーマ：「新規雇用就農者の成長に向け、どう育てるか？」7. 指導者養成研修会 テーマ：「農業の労務管理基礎と人事評価制度」8. 閉会	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. あいさつ3. 参加者自己紹介（就農動機・将来ビジョン）4. 事業説明会<ol style="list-style-type: none">(1) 雇用就農資金のねらいと留意点(2) 助成金申請の留意点5. 研修会（熊本県農業会議 相談員 岩崎）<ol style="list-style-type: none">(1) 研修 テーマ① 「統計等から見る熊本県の農業の地位と担い手動向」 テーマ②農業の仕事をする上で重要なこと 「給与と働き方について重要なこと」 「雇用就農と独立就農における働き方について」(2) グループディスカッション テーマ①「感動体験・苦勞体験・失敗談」 テーマ②「効率的な作業をするには？」6. 閉会

【2】研修実施（農業技術・知識指導）

「雇用就農資金」応募申請書に記載した「研修計画」に基づき、登録された研修指導者が支援対象となる法人等雇用就農に対して、仕事を通じて農業技術・知識等の指導を行って頂きます。年間概ね300時間以上、年間平均毎月25時間以上の研修を行う事が要件となっています。

【3】業務・研修記録

支援対象従業員は、別添の業務日報を記録して下さい。なお、記録に際しては、別添の「説明」をご一読の上、研修指導者とコミュニケーションを取りながら整理下さい。研修指導者と支援対象従業員一体となったOJT研修により、従業員の能力等を高める為にも、当様式の目標設定や評価、指導者コメント等は逐次整理下さい。

【「雇用就農資金」雇用就農者業務日報（兼研修指導者指導記録）のダウンロード】

- ①パソコン作成用（Excel版）（[ダウンロード](#)）
- ②手書き作成用（PDF版）（[ダウンロード](#)）
- ③記入方法等説明（[ダウンロード](#)）

【4】現地確認

原則、年度内に1回（初回は支援開始2ヶ月以内実施）現地確認調査を実施します。現地確認調査では、次の内容を確認します。

（1）書類確認（原本確認）

- ①労働保険（労災保険・雇用保険）・社会保険（厚生年金・健康保険）加入書類
 - ②給与支払事務所開設届出書又は給与所得税納付書
 - ③法定三帳簿（出勤簿（又はタイムカード）、賃金台帳、労働者名簿）
※研修指導者が従業員の場合は、出勤簿必要。
 - ④労使間で交わされている雇用契約書又は労働条件通知書
 - ⑤助成金交付申請書・研修記録簿
 - ⑥業務日報兼研修指導記録
 - ⑦就業規則（整備している経営体のみ）
- ※①～⑥の書類見本：[ダウンロード \(PDF\)](#)

- （2）募集要領等に記載された事業要件適合性確認
- （3）研修計画の進捗状況確認や技術習得成果・課題、雇用・就業上の課題等
- （4）法人等雇用就農者の就業状況が判る写真撮影
- （5）その他（社会・経済・天候等の変化で農業経営に大きく影響を及ぼすと思われる事象が起きた場合は、必要に応じて、その影響等を確認する場合があります）

【5】助成金申請

半年1回（年度末（年度：4月～3月）のみ変則的になる場合あり）、次の書類を（一社）熊本県農業会議にメール又は郵送で提出頂きます。当会議で確認・不備解消した後、（一社）全国農業会議所でも確認の上、助成金交付申請書に記載された指定口座に請求額が入金されます。なお、1人の法人等雇用就農者で申請できる1年間の請求限度額は60万円（1ヶ月5万円×12ヶ月）となります。

- ①助成金交付申請書・研修記録簿（[ダウンロード](#)）
- ②研修指導者・支援対象従業員出勤簿（[ダウンロード](#)）
- ③支援対象従業員賃金台帳（[ダウンロード](#)）
- ④雇用就農者業務日報

※ 申請すれば、自動的に請求額が支払われる訳ではなく、次の事が全て満たされている必要があります。

- ①法人等雇用就農者は、年間平均週労働時間35時間以上勤務していること。
- ②年間300時間以上（年間平均月25時間以上）、研修指導者から法人等雇用就農者に対し、研修計画に基づき、仕事を通じて農業技術・知識等を指導していること。
- ③法人等雇用就農者を雇用開始して以降に、雇用主から法人等雇用就農者に支払う給与から、「雇用保険料」、法人はそれに加えて「厚生年金・健康保険料」を控除していること。
- ④法人等雇用就農者を雇用開始して以降に、雇用主から法人等雇用就農者に支払う給与から、「給与所得税」を控除していること。
- ⑤上記以外で申請された内容に虚偽がないこと。雇用就農資金の事業要件が満たされていること。

【郵送提出】

(一社)熊本県農業会議

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 県庁行政棟本館 9 階

【メール提出先】

43koyousyuunou@nca.or.jp

※研修終了後は、次の点に協力頂く事になります。

研修終了直後、終了1年目、終了2年目、終了3年目で対象となる従業員の定着状況の確認をアンケート調査を通じて実施します。

雇用就農資金を活かした効果的な研修フロー

